

資料 1 行政手続等における押印の廃止について

行政手続の簡素化による市民等の負担軽減を図るとともに、行政のデジタル化を推進するため、各種行政手続等における押印について、**本年1月1日から**、以下のとおり廃止しました。

1 押印廃止の基準

押印を求める必要性が低く、廃止しても支障のない押印（他の手段により本人確認ができる場合又は書類等の審査過程や添付資料により本人からの申請であることが確認できる場合等の押印）は、原則廃止します。

2 押印廃止の進捗状況

- ・ R3.1.1～ 市の規則・要綱等で規定する **1,138 文書**に係る押印を廃止
- ・ R3.4.1～ 市の条例で規定する 4 文書に係る押印を廃止（予定）
 （ただし、実印や金融機関届出印の押印が必要な文書〔印鑑登録や口座振替依頼書等〕については、引き続き押印が必要です。）
- ・ 国、県等の規定に基づく文書については、今後の法改正等を踏まえ、速やかに見直しを行います。

〔内訳〕

分類	総数	国・県等の規定に基づく文書	市の規定に基づく文書①	押印廃止文書②		比率 (②/①)
				R3.1.1～	R3.4.1～（予定）	
個人・団体に押印を求めている文書	1,884	714	1,170	1,044	4	89.6%
職員に押印を求めている文書	152	24	128	94	-	73.4%
計	2,036	738	1,298	1,138	4	88.0%